

健康を大切に。環境を大切に。

中部公衆だより

No.

16

2018.1



Photo: どんど焼き(下條村)



一般財団法人
中部公衆医学研究所

年頭にあたり



明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新春を迎えられたことと、お慶び申し上げます。

また日頃より地域の皆様からは、温かいご支援ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

異常気象の影響か、このところ毎年のように、全国で豪雨災害の悲惨なニュースが流れております。

私も昨年の九州の災害直後には、現地に視察に参りましたが、農家の方々が丹精してこられたであろう、せっかくの畑や水田は土砂で覆われ、河川には、山から流れてきた木々が重なって、大変な状況でございました。

長野県は、山に囲まれ、河川も多く、同様の災害に襲われたらと想像すると、大変心配なことではあります。

自然のことは逆らえないとは申せ、今年こそは、長野県のみならず、全国的にもそのようなことのないように、どうか穏やかな一年であって欲しいと願わずにはいられません。

今年も中部公衆医学研究所は「健康を大切に！環境を大切に！」という当所のスローガンをもとに、公益事業を担う使命を果たすべく、健康診断、健康相談事業、環境測定事業において、地域に貢献する所存でございます。

どうぞ本年も、よろしくお願い申し上げます。

理事長 西澤 良 齊

定期健康診断の全項目実施をお願いします

平成29年8月4日付けで厚生労働省労働基準局長より『定期健康診断等における診断項目の取扱い等について（基発0804第4号）』という通達がありました。その前文及び当該項を次頁に示します。

現在まで当財団では、労働安全衛生法に基づく健康診断項目を全て行うコースを「定期健康診断B」、その項目から血液検査・心電図検査等を省略したコースを「定期健康診断A」としておりました。今回の局長通達は、「定期健康診断A」のコースを実施する際には『医師による判断が必要』で、『単に年齢のみで一律に省略してはいけない』という指導です。

よって平成30年4月より労働安全衛生法に基づく健康診断は全項目実施を基本とします。ただし、事業場産業医等から健診項目の省略について指示が出された場合は、当該健診項目の省略は可能となります。健診項目の省略は、事業所様所属の産業医から対象者と省略項目の指示を得て、ご提示ください。産業医の選任が無い50人未満の事業所様につきましては、産業推進センターの医師に健診結果の意見をいただく際に次年度の健診について対象者・省略項目の指示を得て、ご提示ください。

健康診断の当日に私どもの健診医が項目の省略を判断する事は、職務内容や就労実態等を個々に把握し、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより総合的に判断をしなければならず、不可能なためお受けできません。

今まで各事業所様の意向に沿って省略の「定期健康診断A」コースの実施をお受けしておりましたが、今回の通達を遵守するためにも、何卒ご理解とご協力をお願い致します。ご不明な点等がございましたら、当財団企画渉外課までご連絡ください。



都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

定期健康診断等における診断項目の取扱い等について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)に基づく定期健康診断等については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討と併せて、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」を開催し、その在り方等について検討を行い、別添のとおり取りまとめを行ったところである。

ついで、本検討を踏まえて、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)第43条に基づく雇入時の健康診断、規則第44条に基づく定期健康診断、規則第45条に基づく特定業務従事者の健康診断、規則第45条の2に基づく海外派遣労働者の健康診断の診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1～6 省略

7 健康診断を実施する場合の留意

(1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。

規則第44条第2項により、厚生労働省公示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。

(2) 健康診断の実施を委託する場合には、委託先の健康診断機関が、精度管理を含め健康診断を適切に実施しているかについての報告を求める等適切な管理を実施すること。

8 省略

定期健康診断（安衛則 44 条）における健康診断の項目の省略基準

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断を省略できる者
身長	20 歳以上の者
腹囲	1. 40 歳未満（35 歳を除く）の者 2. 妊娠中の女性その他にあって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者 3. BMI が 20 未満である者 (BMI(BodyMassIndex)= 体重(kg)/ 身長(m) ²) 4. BMI が 22 未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5 歳毎の節目年齢（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳）の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35 歳未満の者及び 36 ～ 39 歳の者

大腸がん検診 Q&A

Q1 大腸がんで亡くなるリスクは？

A1 日本人の大腸がんの死亡率は男性3位、女性2位です。便潜血検査を受けるだけで、死亡率が60～80%下がると言われています。年一回の検診を必ず受けましょう。



Q2 検査前の食事制限はありますか？

A2 ありません。人間の血液にのみ反応するので、食べた肉や魚・薬には反応しません。

Q3 生理でも検査はできるの？

A3 月経血が混入した場合も陽性反応が出てしまうので、できるだけ避けましょう。

Q4 2日分の便を採取するのはなぜ？

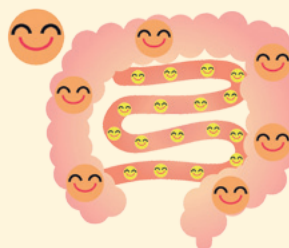
A4 1回の採取では出血があっても採り方などにより検出されない場合がありますので、検査の精度を高めるために日を替えて2回採取して頂き、両方を検査します。ただし、1回分でも検査は可能ですので、2回採取できなくても安心してご提出ください。

Q5 便の保存はどの位？

A5 便は新しいうちに検査した方が良いので、採便は提出する直前が望ましいです。しかし、毎日お通じがないなど採れない方は以下を目安に保存してください。
提出まで 3日～5日→なるべく涼しい場所（20℃～25℃の冷暗所）にて保存。
提出まで 6日～9日→冷蔵庫（4℃）にて保存。
提出まで10日～13日→冷凍庫にて保存。
提出まで14日以上過ぎた場合は検査できません。採り直しをお願いします。

Q6 便潜血陽性でしたが痔があります。放っておいて大丈夫？

A6 どこからの出血で便に血が混入したか判断できないので、精密検査の受診をお勧めします。



Q7 便潜血検査の結果で精密検査が必要と言われました。精密検査はどんなことをするの？

A7 大腸内視鏡検査や注腸X線検査を行います。大腸がんは、早期であれば90%以上が完治します。精密検査となった場合には、必ず検査をお受けください。



新年を迎え、ゆっくり過ごすことができたでしょうか？酉年から戌年へとバトンタッチされ、希望に満ちた一年にしたいものです。新しい年が佳き年になるよう祈念いたしまして編集後記とさせていただきます。

(機関紙発行委員会)

中部公衆だより
第16号

発行

一般財団法人 中部公衆医学研究所 〒395-0051 長野県飯田市高羽町6丁目2-2
電話(0265)24-1777(代表) FAX(0265)24-2330 <http://www.chubukosyu.or.jp>
健康づくり部 企画情報課:(0265)24-1505 健康相談課:(0265)24-1507 環境衛生部:(0265)24-1509